

平成22年6月11日

株 主 各 位

東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号

日本電子株式会社

代表取締役社長 栗原 権右衛門

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月28日（月曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成22年6月29日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号 当社本店 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第63期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）
継続の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.jeol.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

〔平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで〕

I. 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過および成果

① 全般的な状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、リーマンショック以降の世界的な景気停滞から一部回復の兆候が見られたものの、総じて低調に推移しました。民間の設備投資意欲は力強さを欠き、当社製品への需要は弱含みに展開いたしました。

景気浮揚を目指す政府の財政出動は、官庁からの引合いを伸張させ、当社にとっては追い風となりましたが、同時に進行した円高は海外メーカーとの熾烈な価格競争を招き、補正予算による増益効果を一部打ち消す結果となりました。

当社グループは、このような外部環境の中にあつて、中期経営計画「ACTION 60」（平成19年度～平成21年度）の最終年度を、残念ながら目標数値未達で終えることになりました。重点戦略として据えた3つの柱である「研究開発の強化」、「ものづくりの合理化」、「小量販品の販売・サービス体制の強化」は収益改善に寄与しましたが、外部環境を完全に打ち返すまでの規模には至りませんでした。

当連結会計年度の売上高は84,769百万円（前期83,872百万円に比し1.1%増）となりました。損益面におきましては、営業利益は507百万円（前期営業損失2,793百万円）、経常利益は210百万円（前期経常損失2,733百万円）、当期純利益は275百万円（前期当期純損失1,928百万円）となりました。

② 事業の種類別セグメントの状況

理科学機器

透過電子顕微鏡・表面分析装置は、最先端分野での研究開発に留まらず、材料開発、医学・生物学の基礎研究から品質管理等の幅広い分

野への要求に応えました。受注に関しては、国内民間需要の落ち込みを補正予算の官需が補いました。

核磁気共鳴装置の市場は400MHz中心の汎用装置市場が500MHzへ移行しつつありますが、当社の汎用装置の性能は他社と同等もしくはそれ以上であり、補正予算の恩恵を受けて受注・売上ともに伸張しました。

質量分析計も同様に補正予算による受注増が顕著でした。

この結果、売上高は40,954百万円（前期比14.4%増）となりました。

産業機器

走査電子顕微鏡においては、汎用装置は民間企業が主要マーケットであるため、透過電子顕微鏡の試料作製装置であるFIBの伸張以外は、補正予算の恩恵は限定的でしたが、下期には、アジアを中心に民間部門からの引き合いが活発化しました。

光学部品製造装置向け偏向形電子銃・電源は、光学市場の低迷により、販売は不振でした。期待の大きかった太陽電池用シリコン純化に使用される直進形電子銃も、各社の設備投資抑制により、引き合いの勢いは鈍化しました。製品が民需向けであり、補正予算からの恩恵はありませんでした。

電子ビーム描画装置は、国内外のデバイスメーカーが設備投資を控えたため、急激に売上を落としました。

医用機器においては自動分析装置が、大型・中型・小型のすべてのレンジで好調に推移し、特に海外においてはシーメンスへのOEM供給装置の販売増により、試薬・消耗品の売上が利益に大きく寄与しました。メタボ健診対応装置等で差別化を図ったビジネスも奏功しています。

この結果、売上高は43,814百万円（前期比8.8%減）となりました。

事業の種類別セグメントの売上高および受注高の状況

事業の種類別 セグメントの名称	売上高		受注高	
	金額	前期比増減率	金額	前期比増減率
	百万円	%	百万円	%
理科学機器	40,954	14.4	39,286	11.7
産業機器	43,814	△ 8.8	39,439	△14.1
合計	84,769	1.1	78,725	△ 2.9

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は3,257百万円であります。

主な設備投資は、理科学機器事業においては、研究開発用設備への投資を重点的に推進し1,355百万円の投資を行っております。産業機器事業においては、研究開発用機器の増強を中心に製造用治具設備を含め1,901百万円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

当社は、金融機関との間に90億円の融資枠（コミットメントライン）契約を締結しており、15億円の借入を実行しました。

2. 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 60 期 (平成18年度)	第 61 期 (平成19年度)	第 62 期 (平成20年度)	第63期(当期) (平成21年度)
売 上 高(百万円)	101,776	93,888	83,872	84,769
経 常 利 益(百万円)	5,183	1,951	△2,733	210
当 期 純 利 益(百万円)	2,815	112	△1,928	275
1株当たり当期純利益(円)	35.50	1.42	△24.63	3.52
純 資 産(百万円)	32,684	29,695	24,470	25,752
総 資 産(百万円)	111,195	106,321	104,582	102,916

(注) △は損失を表します。

3. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日本電子テクニクス㈱	百万円 95	100.0 %	当社汎用走査電子顕微鏡の 開発・製造
JEOL USA, INC.	千米ドル 15,060	100.0	当社製品の販売
JEOL (U. K.) LTD.	千英ポンド 400	100.0	当社製品の販売
JEOL (EUROPE) SAS	千ユーロ 720	100.0	当社製品の販売

4. 対処すべき課題

当社グループは、このたび、「Bright Plan 1000」（平成13年度～平成15年度）、「Focus Plan 2006」（平成16年度～平成18（2006）年度）、「ACTION 60」（平成19年度～平成21年度）に続く新中期経営計画「CHALLENGE 5」（平成22年度～平成24年度）を策定しました。近年の大きな市場環境の変化に対応し、理科学機器を販売する装置メーカーという枠を超え、トータルソリューションを提供する企業へと脱皮・成長を図るとともに、安定した経営基盤作りに取り組んでいきます。

基本方針としては、「ナノテク、ライフサイエンス、環境、品質管理」をターゲット市場に据え、ソリューションビジネスへの積極的な展開を図っていきます。経営資源の投入が極大効果を生むように、開発体制を見直し、競争力ある製品がタイムリーに供給できる体制へと変革を断行し、「Global Solution Provider for Advanced Technology」の実現を強力に推進していきます。

5つのチャレンジ、①経営構造改革の推進、②サプライチェーンの強化、③ソリューションビジネスの強化、④新興国市場の深耕、⑤研究開発力の強化を重点戦略とし、グループ全体でこれらの実行に取り組んでまいります。

当社グループといたしましては、グループ一体となって環境保全に取り組み、また、コンプライアンスの強化を図り、企業倫理を徹底し、良き企業風土を醸成して、持続的成長のための経営基盤の強化に努めてまいります。

株主各位におかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社25社および関連会社2社で構成され、電子光学機器・分析機器・計測検査機器・産業機器・医用機器の製造販売を主な内容とし、さらにこれらに附帯する製品・部品の加工委託、保守・サービス、周辺機器の仕入販売を行っております。

【主な営業品目】

●理科学機器

電子光学機器

透過電子顕微鏡、エネルギーフィルタ電子顕微鏡、電子プローブマイクロアナライザ、オージェマイクロプローブ、光電子分光装置、電子顕微鏡周辺機器

分析機器

核磁気共鳴装置、電子スピン共鳴装置、質量分析計、飛行時間質量分析計、ガスクロマトグラフ質量分析計、液体クロマトグラフ質量分析計、ポータブルガスクロマトグラフ、ガスモニタ分析装置

●産業機器

計測検査機器

走査電子顕微鏡、分析走査電子顕微鏡、走査形プローブ顕微鏡、電子顕微鏡周辺機器、複合ビーム加工観察装置、集束イオンビーム加工観察装置、クロスセクションポリリッシャ、イオンスライサ、ウエハプロセス評価装置、マスク観察走査顕微鏡、半導体故障解析装置、蛍光X線分析装置、ハンドヘルド蛍光X線分析計

半導体関連機器

電子ビーム描画装置（可変成形電子ビーム描画）、電子ビーム描画装置（スポットビーム描画）

産業機器

電子ビーム蒸着用電子銃・電源、直進形電子銃・電源、内蔵形プラズマ銃・電源、プラズマ発生用高周波電源、高周波誘導熱プラズマ装置

医用機器

自動分析装置、検体搬送システム、臨床検査情報処理システム、全自動アミノ酸分析機

6. 主要な営業所および工場（平成22年3月31日現在）

- (1) 当 社
本店・工場
営 業 所

東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号
東京事務所（東京都立川市）、東京支店（東京都立川市）、札幌支店、仙台支店、筑波支店、横浜支店、名古屋支店、大阪支店、関西応用研究センター（大阪府大阪市）、広島支店、福岡支店

(2) 子 会 社

日本電子テクニクス(株)	(東京都昭島市)
日本電子ファインテック(株)	(東京都昭島市)
日本電子システムテクノロジー(株)	(東京都昭島市)
日本電子エンジニアリング(株)	(東京都昭島市)
日本電子テクノサービス(株)	(東京都昭島市)
山形クリエイティブ(株)	(山形県天童市)
アドバンスト・キャパシタ・テクノロジーズ(株)	(東京都昭島市)
JEOL USA, INC.	(アメリカ)
JEOL (EUROPE) SAS	(フランス)
JEOL (U. K.) LTD.	(イギリス)
JEOL (EUROPE) B. V.	(オランダ)
JEOL (GERMANY) GmbH	(ドイツ)
JEOL (ITALIA) S. p. A.	(イタリア)
JEOL ASIA PTE. LTD.	(シンガポール)
JEOL TAIWAN SEMICONDUCTORS LTD.	(台湾)

- (注) 1. 当社は、平成21年7月1日を合併期日として、当社を存続会社とし、当社の100%出資子会社である日本電子データム(株)および日本電子アクティブ(株)を消滅会社とする吸収合併方式で合併いたしました。
2. 当社の100%出資子会社であるJEOL (SKANDINAVISKA) A. B. は、平成22年1月1日付で当社の100%出資子会社であるJEOL (GERMANY) GmbHの子会社となりました。
3. 当社は、平成22年4月1日を合併期日として、当社を存続会社とし、当社の100%出資子会社である日本電子ファインテック(株)および日本電子エンジニアリング(株)を消滅会社とする吸収合併方式で合併いたしました。

7. 使用人の状況 (平成22年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

事業の種類別 セグメントの名称	使用人数 (名)	前連結会計年度末 比増減 (名)
理 学 機 器	1,495	59
産 業 機 器	1,348	△19
全 社 (共 通)	271	△29
合 計	3,114	11

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。)であります。
2. 全社 (共通) として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,960名	645名	41.0歳	15.2年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であります。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて645名増加しておりますが、その主な理由は、平成21年7月1日付で日本電子データム㈱および日本電子アクティブ㈱を吸収合併したことによるものであります。

8. 主要な借入先の状況（平成22年3月31日現在）

借入先	借入額
㈱三菱東京UFJ銀行	4,236百万円
㈱あおぞら銀行	3,400
㈱みずほ銀行	3,150

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

- (1) 当社は、平成21年7月1日を合併期日として、当社を存続会社とし、当社の100%出資子会社である日本電子データム㈱および日本電子アクティブ㈱を消滅会社とする吸収合併方式で合併いたしました。
- (2) 当社は、平成22年4月1日を合併期日として、当社を存続会社とし、当社の100%出資子会社である日本電子ファインテック㈱および日本電子エンジニアリング㈱を消滅会社とする吸収合併方式で合併いたしました。

当社製品の周辺関連機器等の開発・製造を事業内容とする日本電子ファインテック㈱および日本電子エンジニアリング㈱を吸収合併し、両社の開発・製造機能を統合することにより、当社製品の競争力強化、品質改善および原価削減を目指します。

- (3) 当社は、平成22年7月1日を合併期日として、当社を存続会社とし、当社の100%出資子会社である日本電子システムテクノロジー㈱を消滅会社とする吸収合併方式で合併いたします。

当社製品・関連機器のソフトウェアおよびシステムの開発・製造・販売等を事業内容とする日本電子システムテクノロジー㈱を吸収合併し、開発・製造・販売等の機能を統合することにより、当社製品の競争力強化、品質改善を目指します。

さらに、経営資源の集中および重複機能の排除により、グループ全体の最適化、効率化を推進し合理化を図ります。

Ⅱ. 会社の現況

1. 株式の状況 (平成22年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
(2) 発行済株式の総数 79,365,600株
(3) 株主数 11,134名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
(株)三菱東京UFJ銀行	3,008千株	3.84%
三菱電機(株)	3,000	3.83
日本電子グループ従業員持株会	2,524	3.22
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株) (信託口4)	2,243	2.86
日本生命保険(株)	1,844	2.36
明治安田生命保険(株)	1,820	2.32
日本電子共栄会	1,724	2.20
東京海上日動火災保険(株)	1,640	2.09
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株) (信託口)	1,552	1.98
キヤノン(株)	1,141	1.46

(注) 持株比率は自己株式 (1,070,236株) を控除して計算しております。

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役および監査役の状況（平成22年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状 況
代表取締役社長	栗原 権右衛門	
代表取締役 兼副社長執行役員	平野 英明	
取兼専務執行役員	岩槻 正志	開発・技術・EM, NM, MS事業ユニット・事業 ユニット業務センター担当
取兼常務執行役員	斉藤 昌樹	IE事業ユニット・共通 技術センター・知的 財産・品質保証担当
取兼常務執行役員	多治見 正行	医用機器事業部長
取兼常務執行役員	渋木 洋一	SA, SM事業ユニット・ SA・SM設計室担当
取兼常務執行役員	沢田 吉博	輸出貿易管理担当 総務本部長
取兼執行役員	福山 幸一	経営戦略室長 兼業務監理室長
常勤監査役	泉山 禮佐	日本電子テクニクス㈱監査役
常勤監査役	金子 光生	
社外監査役	堀切 英武	丸八倉庫㈱社外監査役
社外監査役	植田 義昭	

- (注) 1. 取締役大塚 東氏は平成21年5月21日に取締役を辞任いたしました。
2. 常勤監査役泉山禮佐氏は、当社の財務本部長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 常勤監査役金子光生氏は、当社の常務取締役 JEOL USA, INC. 取締役会長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役堀切英武氏は、(株)三菱銀行（現(株)三菱東京UFJ銀行）の新宿支店長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役植田義昭氏は、弁護士であって、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は、社外監査役堀切英武および植田義昭の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 平成22年3月31日現在の執行役員は22名で構成され、取締役を兼務していない執行役員は、次の15名です。なお、執行役員石田憲正、成瀬幹夫および太田恵士の3氏は同日付で辞任いたしました。

会社における地位	氏名	担当
専務執行役員	末永泰信	アジア担当 データソリューション事業部長
専務執行役員	安武和美	生産技術担当 サプライチェーンセンター長
常務執行役員	石田憲正	営業担当
常務執行役員	成瀬幹夫	開発本部担当
常務執行役員	足達多史	サプライチェーンセンター 生産管理本部長
常務執行役員	渡邊慎一	米国支配人
常務執行役員	二村英之	財務担当
執行役員	草野博文	生産技術本部長
執行役員	太田恵士	中国担当
執行役員	上出邦郎	半導体機器事業部長 半導体機器営業本部長
執行役員	鈴木利仁	財務本部長
執行役員	若宮互	半導体機器事業部長
執行役員	森田勉	アジア本部長
執行役員	中川泰俊	半導体機器事業部長 半導体機器本部長
執行役員	豊田泰穂	営業ソリューション統括本部長

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役	11名	213百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	51 (11)
合 計	15	265

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記のほか、平成21年6月26日開催の第62回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役 3名 521百万円

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外監査役堀切英武氏は、丸八倉庫(株)の社外監査役であります。

当社は丸八倉庫(株)の間には特別な関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 監 査 役	堀 切 英 武	当事業年度開催の取締役会19回のうちすべてに、また当事業年度開催の監査役会8回のうちすべてに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	植 田 義 昭	当事業年度開催の取締役会19回のうちすべてに、また当事業年度開催の監査役会8回のうちすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

(注) 監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で監査法人の種類の変更により、有限責任監査法人トーマツとなりました。

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	62百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

I. 内部統制システムの概要

- 1 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役会の行った決定に関する文書（職務執行に関する文書を含む）については、文書管理規定（保存期間原則10年）に基づき、検索しやすい方法で厳重に保存し管理している。
 - (2) 上記文書の閲覧・謄写・提出については、監査役の要請に対しては、速やかにこれに応じている。
- 2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理を専ら行う体制として、すでに、以下のとおりIMS（Integrated Management System）を運用し、さらに安全衛生委員会および危機管理委員会を設けている。
 - (1) 製品の品質管理の維持向上のため、IMSを運用し、内部監査・外部監査に堪え得る管理体制を敷いている。
 - (2) 安全衛生委員会は、労働安全衛生法に基づいて、総括安全衛生管理者を長とし、そのもとに各部門安全衛生委員をおき、労働者の危険、健康障害の防止その他事業者のなすべき法定事項の実施に努めている。
 - (3) 危機管理委員会は、すべてのリスク管理を総括し、特に非常事態に対する予測を絶えず行い、これに備え、事態発生に対処することとしている。
- 3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の人数（定款上の定員の上限）を8名に絞るなど経営のスリム化を図り、さらに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入している。
 - (2) 定例の取締役会は、従来どおり、毎月1回開催し、重要事項の決定と各担当取締役からの業務執行の状況の報告を行っている。これ以外にも、必要に応じ臨時に取締役会を招集している。
 - (3) より実効性のあるスピーディな意思決定と事業運営ができる体制とするため、取締役会内組織として適切なメンバーによる「経営会議」を設け、絞り込んだテーマにつき検討を行っている。
- 4 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役および使用人に対し、法令・定款の遵守の徹底を機会あるごとに、取締役会、諸会合その他で強調している。また、業務執行

中に生じた法令・定款上の疑義について集中的に相談・検討に応じる「業務監理室」を設けている。

- (2) 会社の社会的責任を重視した法令・定款等のコンプライアンスについて、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「CSR委員会」を設置し、その徹底に努めている。
- 5 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(当社に親会社はない)
 - (1) 当社および関係会社からなるグループの運営については、グループ全体の重要方針・基本戦略の共有・浸透の場として「JEOLグループ経営会議」を適時に開催している。
 - (2) 関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、それぞれの業務内容の当社への定期的な報告と重要案件についての当社との事前協議が行われている。このためグループ各社の総務・財務担当者との「関係会社アドミ会議」を定期的で開催し、グループの一体的運営の強化に努めている。
 - (3) 企業グループ各社による法令遵守の徹底を図り、経営効率化を進めるため、本社に「業務監理室」を設置して、相談・検討に応じている。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を職務を補佐する部署として「業務監理室」を設置し、監査役を職務を補助すべき常勤スタッフを置いている。
- 7 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
上記スタッフの就退任は、取締役と監査役の意見交換に基づいて行っており、職務の独立性については、周知徹底している。
- 8 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは監査役会に報告しなければならないこと（会社法第357条）、および使用人も同様に監査役会に報告しなければならないことを、周知徹底している。
- 9 その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、代表取締役と定期的に意見の交換をする会合を開催している。
 - (2) 監査役は、会計監査人と情報交換を行い、監査の実効性を高めている。

II. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- 1 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して一切の関係を遮断し、不当、不法な要求に対しては毅然とし

た姿勢で臨み、決してかかる要求に応じないこととしている。

- 2 警察当局、関係団体などと連携し、反社会的勢力および団体に関する情報の収集、管理を行っている。

Ⅲ. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、当社および関係会社の財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「日本版SOX法監査委員会」を設置しており、金融商品取引法およびその他関係法令等が求める財務報告の信頼性と適正性を確保するための内部統制を構築・運用し、定期的に評価している。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模な買付行為またはこれに関する提案につきましては、当社株主の皆様が、当該買付者の事業内容、事業計画、過去の投資行動等から、当該買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を慎重に判断する機会がなければ、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損する結果となる可能性があります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

このような基本的な考え方に立ち、当社としましては、株主の皆様が適切に判断できるよう、当社が事前に設定する一定のルール（以下「大規模買付ルール」または「本ルール」といいます。）に従って、大規模買付行為を行う買付者が買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間が確保されていることが必要であると考えております。

また、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められるなど当社株主全体の利益を著しく損なうと判断されるときは、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える措置をとることも必要であると考えております。

(2) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は経営理念として「製品を通じて科学の進歩と社会の発展に貢献する」ことを掲げています。この理念のもと、グループ経営ビジョン「JEOL SPIRIT-1」を指針に、科学技術のための最先端ツールと豊かな

社会のための最適なソリューションを提供し、顧客からの高い評価と信頼を得て、安定した利益体質の構築を図り、企業価値を高め、将来にわたり発展・成長していくことを経営の基本方針としています。

当社グループは、平成19年度から平成21年度を対象とした中期経営計画「ACTION 60」を策定し、どのような環境下でも目標の利益を確実に出し、安定的に収益を上げる体質を築くとともに、将来の飛躍に向けて研究開発の強化とものづくりの合理化を両輪として推進していきます。今後とも、グループを挙げて業績の向上に努め、企業価値および株主共同の利益向上に邁進してまいります。

また当社では、経営環境の変化に迅速に対応するため、経営のスリム化を図るべく、平成18年6月の定時株主総会において、取締役の人数（定款上の定員の上限）を従来の20名から8名に絞るとともに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入しています。さらに、法令遵守の徹底を図るため、業務監理室を設置するとともに、企業の社会的責任を重視して、社長を委員長とし、社外弁護士も参加するCSR委員会を設置し、コーポレートガバナンス体制の強化に取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月28日開催の第60回定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「本対応方針」といいます。）の導入をご承認いただきました。

本対応方針は、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付者の提案に対して適切に判断できるよう、当社が事前に設定する大規模買付ルールに従って、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会における一定の評価期間の経過後に当該買付行為を開始するというものです。

大規模買付者が本ルールを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての評価意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様の判断に必要な情報を提供することとし、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮の上、判断していただくこととなります。原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

しかしながら、例外的に、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役会は、外部専門家等の助言を得ながら、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、株主の皆様の利益を守るために、適切と考える方策を取るこ

とがあります。

一方、大規模買付者により、本ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の発動については、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会が決定します。

具体的な対抗措置については、取締役会がその時点で最適と判断したものを選択することとします。株主への割当てまたは無償割当てにより新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

- (4) 上記の取組みが基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本対応方針を適正に運用し、大規模買付者が本ルールを遵守したか否か、対抗措置をとるか否かの判断にあたり、透明性、客観性、公正性および合理性を確保し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための独立した組織として、企業経営経験者、弁護士、学識経験者の3名からなる独立委員会を設置しております。

対抗措置発動の是非を決定するときは、独立委員会に諮問し、独立委員会の勧告を受け、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

また、本対応方針そのものの導入・継続については、株主の皆様の承認を得ることとしております。本対応方針の有効期限は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。

なお、企業価値および株主共同の利益保護の観点から、関係法令の整備や、上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、株主総会の承認および独立委員会の勧告を得て本対応方針の変更または廃止を行う場合には、その変更内容または廃止を速やかにお知らせします。

このような観点から、本対応方針が基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	72,100	流動負債	54,070
現金及び預金	7,143	支払手形及び買掛金	17,303
受取手形及び売掛金	27,474	短期借入金	21,755
商品及び製品	14,784	1年内償還予定の社債	2,581
仕掛品	16,746	リース債務	250
原材料及び貯蔵品	2,797	未払金	1,478
繰延税金資産	1,764	未払法人税等	246
未収法人税等	120	未払消費税等	142
未収消費税等	219	繰延税金負債	1
その他	1,364	前受金	5,381
貸倒引当金	△ 315	賞与引当金	546
		その他	4,382
固定資産	30,623	固定負債	23,093
有形固定資産	15,268	社債	7,987
建物及び構築物	7,347	長期借入金	7,346
機械装置及び運搬具	744	リース債務	870
工具・器具及び備品	4,137	繰延税金負債	43
土地	1,480	退職給付引当金	6,117
リース資産	1,047	役員退職慰労引当金	432
建設仮勘定	510	その他	294
無形固定資産	1,093	負債合計	77,164
ソフトウェア	281	(純資産の部)	
リース資産	20	株主資本	26,087
ソフトウェア仮勘定	491	資本金	6,740
その他	300	資本剰余金	6,346
投資その他の資産	14,261	利益剰余金	13,532
投資有価証券	7,249	自己株式	△ 531
繰延税金資産	5,816	評価・換算差額等	△ 864
その他	1,270	その他有価証券評価差額金	1,199
貸倒引当金	△ 73	繰延ヘッジ損益	△ 23
		為替換算調整勘定	△ 2,040
繰延資産	192	少数株主持分	529
社債発行費	192	純資産合計	25,752
資産合計	102,916	負債純資産合計	102,916

連結損益計算書

〔平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		84,769
売上原価		59,571
売上総利益		25,198
販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費	20,147	
開発研究費	4,543	24,690
営業利益		507
営業外収益		
受取利息	25	
為替差益	43	
その他	819	889
営業外費用		
支払利息	650	
その他	536	1,186
経常利益		210
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	800	
貸倒引当金戻入額	1	
持分変動利益	327	
過年度損益修正益	52	
その他	131	1,318
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	208	
投資有価証券評価損	220	
製品補償費用	372	
契約違約金	232	
その他	183	1,220
税金等調整前当期純利益		308
法人税、住民税及び事業税	523	
法人税等調整額	△ 355	167
少数株主損失		134
当期純利益		275

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成21年3月31日 残高	6,740	6,346	13,569	△ 530	26,125
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 313		△ 313
当期純利益			275		275
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△ 37	△ 0	△ 37
平成22年3月31日 残高	6,740	6,346	13,532	△ 531	26,087

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調整	評価・換算 差額等合計		
平成21年3月31日 残高	334	△ 88	△ 1,948	△ 1,702	47	24,470
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 313
当期純利益						275
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	864	64	△ 91	837	482	1,319
連結会計年度中の変動額合計	864	64	△ 91	837	482	1,281
平成22年3月31日 残高	1,199	△ 23	△ 2,040	△ 864	529	25,752

【連結注記表】

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 16社

主要な連結子会社の名称

日本電子テクニクス㈱、日本電子エンジニアリング㈱、日本電子ファインテック㈱、日本電子システムテクノロジー㈱、日本電子テクノサービス㈱、アドバンスト・キャパシタ・テクノロジーズ㈱、山形クリエイティブ㈱、JEOL USA, INC.、JEOL (EUROPE) SAS、JEOL (U. K.) LTD.、JEOL (EUROPE) B. V.、JEOL (SKANDINAVISKA) A. B.、JEOL (ITALIA) S. p. A.、JEOL ASIA PTE. LTD.、JEOL (GERMANY) GmbH、JEOL TAIWAN SEMICONDUCTORS LTD.

なお、日本電子データム㈱および日本電子アクティブ㈱については、平成21年7月1日付にて当社と合併したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

データムインスツルメンツ㈱、

JEOL (AUSTRALASIA) PTY. LTD.、JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V.、JEOL CANADA, INC.、JEOL (MALAYSIA) SDN BHD、北京創成技術有限公司、JEOL Shanghai Semiconductors Ltd.、JEOL DATUM Shanghai Co., Ltd.、JEOL BRASIL Instrumentos Cientificos Ltda.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社9社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数および主要な持分法適用会社の名称

持分法適用の非連結子会社数 9社

主要な持分法適用会社の名称

データムインスツルメンツ㈱、

JEOL (AUSTRALASIA) PTY. LTD.、JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V.、JEOL CANADA, INC.、JEOL (MALAYSIA) SDN BHD、北京創成技術有限公司、JEOL Shanghai Semiconductors Ltd.、JEOL DATUM Shanghai Co., Ltd.、JEOL BRASIL Instrumentos Cientificos Ltda.

なお、JEOL BRASIL Instrumentos Cientificos Ltda. は、新規設立のため当連結会計年度から持分法の適用範囲に含めております。

(2) 持分法適用の関連会社数 2社

JEOL KOREA LTD.、マイクロ電子㈱

(3) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券：時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブ：時価法

③ た な 卸 資 産

商品及び製品：主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。ただし、在外子会社は主として個別法に基づく低価法

仕 掛 品：主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品：最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～65年

工具・器具及び備品 2～15年

② 無 形 固 定 資 産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づき償却、これ以外の無形固定資産については定額法を採用しております。

③ リ ー ス 資 産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長 期 前 払 費 用：定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費：

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上方法

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

従業員（年俸制対象者を除く。）の賞与の支給に備えるため、当社および国内連結子会社は支給見込額基準により計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異6,980百万円については、当社保有株式による退職給付信託3,600百万円を設定し、残額(3,380百万円)を15年による按分額で費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)」を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

④ 役員退職慰労引当金

当社および国内連結子会社は、役員および執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引、通貨スワップ取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象：製品輸出に係る外貨建予定取引、長期借入金、社債および長期借入金の利息の一部

③ ヘッジ方針

当社グループは、企業経営の基本理念である堅実経営に則り、外貨取引のうち、当社グループに為替変動リスクが帰属する場合において、その為替リスクヘッジのため、実需原則に基づき海外売上計画作成時に行うものとしております。借入金の為替変動リスク、社債および借入金の金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で通貨スワップ取引および金利スワップ取引を行うものとしております。リスクヘッジの手段として為替予約取引、通貨スワップ取引および金利スワップ取引を行うものとしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して、相場変動を相殺するものと想定することができると、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その投資の効果の及ぶ期間（5年間）の均等償却を行っております。ただし、金額が僅少な場合は発生年度に全額償却しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	29,422百万円
2. 担保に供している資産および担保に係る債務	
担保資産の内容およびその金額	
有形固定資産	4,410百万円
投資有価証券	3,090百万円
計	7,500百万円
担保に係る債務の金額	
短期借入金	5,661百万円
預り金	58百万円
長期借入金	3,075百万円
長期預り金	95百万円
計	8,891百万円
3. 保証債務	184百万円
4. 輸出手形割引高	3,542百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
普通株式	79,365,600	—	—	79,365,600	

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

① 平成21年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 117百万円

1株当たり配当額 1円50銭

基準日 平成21年3月31日

効力発生日 平成21年6月29日

② 平成21年11月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	195百万円
1株当たり配当額	2円50銭
基準日	平成21年9月30日
効力発生日	平成21年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成22年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	117百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	1円50銭
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月30日

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、主に銀行等金融機関からの借入および社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、営業・サービス部門において取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については月次ごとに時価の把握を行っております。

借入金および社債は、運転資金および設備投資に必要な資金の調達を目的としており、このうち一部の長期借入金および社債に係る金利変動リスクに対して、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引については、取締役会にて基本方針が決定され、財務本部において実需の範囲において取引の実行および管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	7,143	7,143	—
(2) 受取手形及び売掛金	27,474	27,474	—
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	5,852	5,852	—
(4) 支払手形及び買掛金	(17,303)	(17,303)	—
(5) 短期借入金	(19,287)	(19,287)	—
(6) 社債	(10,568)	(10,677)	109
(7) 長期借入金	(9,814)	(9,843)	29
(8) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されてい ないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されてい るもの	(43)	(43)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、ならびに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間に応じて新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内償還予定の社債は、社債に含めて時価を表示しています。一部社債に係る金利変動リスクに対してヘッジを目的とした金利スワップを実行しております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による一部長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて時価を表示しています。

(8) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当するものはありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(a) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
原則的 処理方法	為替予約取引				
	売建 米ドル	売掛金	2,726	—	(63)
	ユーロ		268	—	19
	合計		2,995	—	(43)

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(b) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	社債および長期借入金	5,680	4,186	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債および長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該社債および長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非連結子会社株式および関連会社株式	1,306
非上場株式	84
出資証券	6

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 322円15銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 3円52銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成22年4月19日開催の取締役会において、下記のとおり早期退職者募集の実施を決議いたしました。

(1) 早期退職者募集の理由

経営環境の現状を精査し、今後の収益向上に向けた抜本的対策の実行が必要不可欠であるとの判断に至り、早期退職者募集を行うことを決定いたしました。事業規模に応じた組織構築と人員配置を行い、経営資源の選択と集中を推し進め、安定的な経営基盤構築に向け経営構造改革に注力していきます。

(2) 早期退職者募集の概要

- ① 募集対象者 正社員
- ② 募集人員 150名程度
- ③ 募集期間 平成22年5月17日から平成22年5月27日まで
- ④ 退職日 平成22年6月30日
- ⑤ 優遇措置 会社都合退職金に特別退職加算金を上乘せ支給する。
外部委託会社による再就職支援を斡旋する。

(3) 今後の見通し

今回の早期退職者募集に関する特別退職加算金と再就職支援に係る費用の総額を現時点で合理的に見積ることは困難ですが、この費用は平成23年3月期において特別損失として計上する予定であります。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1. 結合当事企業または対象となった事業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業または対象となった事業の名称およびその事業の内容

(平成21年6月30日現在)

商号	日本電子㈱ (合併存続会社)	日本電子データム㈱ (合併消滅会社)	日本電子アクティブ㈱ (合併消滅会社)
所在地	東京都昭島市武蔵野 三丁目1番2号	東京都昭島市中神町 1156番地	東京都昭島市武蔵野 三丁目1番2号
代表者名	代表取締役社長 栗原 権右衛門	代表取締役社長 末永 泰信	代表取締役社長 安武 和美
資本金	6,740百万円	53百万円	35百万円
事業内容	高級精密理科学機器、 産業機器等の製造・販売	当社製品・関連機器等 に係る技術サービス・ コンサルテーションの 提供等	当社製品・関連機器等 に係る部品・材料の調 達・販売等
株主構成	㈱三菱東京UFJ銀行 3.8% 三菱電機㈱ 3.8%	当社 100%子会社	当社 100%子会社

(2) 企業結合等の法的形式

当社を吸収合併存続会社、日本電子データム㈱および日本電子アクティブ㈱を吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

(3) 結合後企業の名称

日本電子㈱

(4) 取引の目的を含む取引の概要

① 合併の目的

日本電子 [JEOL] グループは、当社グループ経営強化の一環として100%出資連結子会社であり、当社製品・関連機器等に係る技術サービス・コンサルテーション等の提供を事業内容とする日本電子データム㈱を吸収合併し、ナノテク、バイオ、ライフサイエンス、環境等の最先端の科学技術分野でのソリューションビジネスの拡大を目指します。

また、同じく100%出資連結子会社であり、当社製品・関連機器等に係る部品・材料の調達・販売等を事業内容とする日本電子アクティブ㈱を吸収合併し、中期経営計画ACTION 60 (平成19年度～平成21年度)に掲げる「生産戦略 ものづくりの合理化」において、生産プロセス (資材、生産、物流)の集約化を図り、当社の生産系整備とものづくりの連携強化を推進することにより、さらなる原価削減を目指します。

さらに、経営資源の集中および重複機能の排除により、グループ全体の最適化、効率化を推進し合理化を図ります。

② 合併の期日

平成21年7月1日

③ 合併比率および合併交付金

当社は日本電子データム㈱および日本電子アクティブ㈱の発行株式の全株式を所有しているため、合併に際して新株式の発行、資本金の増加および合併交付金の支払はありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日公表分）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	62,077	流動負債	48,967
現金及び預金	2,758	支払手形	9,600
受取手形	600	買掛金	9,518
売掛金	22,117	短期借入金	18,085
商品及び製品	11,747	1年内償還予定の社債	2,581
仕掛品	15,268	リース債務	248
原材料及び貯蔵品	2,499	未払金	1,375
前払費用	61	前受金	2,831
繰延税金資産	1,305	預り金	3,308
短期貸付金	3,803	賞与引当金	382
未収法人税等	83	その他の	1,035
未収消費税等	160	固定負債	21,705
その他の金	1,946	社債	7,987
貸倒引当金	△ 275	長期借入金	7,346
固定資産	33,226	リース債務	859
有形固定資産	12,904	長期預り金	95
建物	6,251	退職給付引当金	4,914
構築物	137	役員退職慰労引当金	377
機械及び装置	335	その他の	124
車両運搬具	2	負債合計	70,672
工具・器具及び備品	3,689	(純資産の部)	
土地	989	株主資本	23,649
リース資産	1,033	資本金	6,740
建設仮勘定	465	資本剰余金	6,346
無形固定資産	1,043	資本準備金	6,346
ソフトウェア	272	利益剰余金	11,094
リース資産	20	利益準備金	830
ソフトウェア仮勘定	491	その他利益剰余金	10,264
その他の	259	別途積立金	9,729
投資その他の資産	19,278	繰越利益剰余金	534
投資有価証券	5,943	自己株式	△ 531
関係会社株	7,088	評価・換算差額等	1,173
長期貸付金	110	その他有価証券	1,199
長期前払費用	46	評価差額金	1,199
繰延税金資産	5,360	繰延ヘッジ損益	△ 26
長期保証	378	純資産合計	24,823
その他の	421	負債純資産合計	95,496
貸倒引当金	△ 71		
繰延資産	192		
社債発行費	192		
資産合計	95,496		

損 益 計 算 書

〔平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		68,832
売 上 原 価		55,093
売 上 総 利 益		13,739
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,134	
開 発 研 究 費	3,611	14,745
営 業 損 失		1,006
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 割 引 料	107	
為 替 差 益	63	
そ の 他	1,323	1,493
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	541	
そ の 他	621	1,163
経 常 損 失		675
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	90	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	800	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2	
保 証 債 務 取 崩 益	1	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	972	1,867
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	199	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	220	
製 品 補 償 費 用	372	
契 約 違 約 金	232	
そ の 他	86	1,110
税 引 前 当 期 純 利 益		80
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	85	
法 人 税 等 調 整 額	△ 464	△ 378
当 期 純 利 益		459

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成21年3月31日 残高	6,740	6,346	6,346	830	11,829	△ 1,711	10,948	△ 530	23,504
事業年度中の変動額									
別途積立金の取崩					△ 2,100	2,100	-		-
剰余金の配当			-			△ 313	△ 313		△ 313
当期純利益			-			459	459		459
自己株式の取得			-				-	△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			-				-		-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△ 2,100	2,246	146	△ 0	145
平成22年3月31日 残高	6,740	6,346	6,346	830	9,729	534	11,094	△ 531	23,649

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成21年3月31日 残高	334	△ 93	241	23,745
事業年度中の変動額				
別途積立金の取崩				-
剰余金の配当			-	△ 313
当期純利益			-	459
自己株式の取得			-	△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	864	67	931	931
事業年度中の変動額合計	864	67	931	1,077
平成22年3月31日 残高	1,199	△ 26	1,173	24,823

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

- (1) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券：時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ：時価法

3. たな卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品：規格品は移動平均法による原価法、その他は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品：最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	7～65年
工具・器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づき償却、これ以外の無形固定資産については定額法

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用：定額法

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

6. 重要な引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員（年俸制対象者を除く。）の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
会計基準変更時差異6,158百万円については、当社保有株式による退職給付信託3,600百万円を設定し、残額(2,557百万円)を15年による按分額で費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
(会計方針の変更)
当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)」を適用しております。
なお、これによる営業損失、経常損失および税引前当期純利益に与える影響はありません。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員および執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
7. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
8. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：為替予約取引および金利スワップ取引
ヘッジ対象：製品輸出に係る外貨建予定取引、社債および長期借入金の利息の一部
- (3) ヘッジ方針
当社は、企業経営の基本理念である堅実経営に則り、外貨取引のうち、当社に為替変動リスクが帰属する場合において、その為替リスクヘッジのため、実需原則に基づき海外売上計画作成時に為替予約取引を行うものとしております。社債および借入金の金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で金利スワップ取引を行うものとしております。リスクヘッジの手段として為替予約取引および金利スワップ取引を行うものとしております。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して、相場変動を相殺するものと想定することができ、ヘッジの有効性の判定は省略しております。
9. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	26,189百万円
2. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	5,605百万円
長期金銭債権	110百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	9,375百万円
4. 保証債務	1,797百万円
5. 輸出手形割引高	3,542百万円
6. 担保に供している資産および担保に係る債務	
担保資産の内容およびその金額	
建物	3,780百万円
構築物	1百万円
機械及び装置	2百万円
土地	626百万円
投資有価証券	3,090百万円
計	7,500百万円
担保に係る債務の金額	
短期借入金	5,661百万円
預り金	58百万円
長期借入金	3,075百万円
長期預り金	95百万円
計	8,891百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額	
売上高	11,065百万円
仕入高	17,068百万円
営業取引以外の取引による取引高	1,035百万円
2. 当期に発生した研究開発費	3,611百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
普通株式	1,068,989	1,247	—	1,070,236	

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

① 流動資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	141百万円
賞与引当金損金不算入額	155百万円
開発研究費損金不算入額	388百万円
たな卸資産評価損損金不算入額	384百万円
未払事業税	12百万円
繰延ヘッジ損益	17百万円
その他	206百万円
合計	<u>1,305百万円</u>

② 固定資産

ソフトウェア償却損金算入限度超過額	1,040百万円
投資有価証券評価損損金不算入額	263百万円
関係会社株式評価損損金不算入額	160百万円
退職給付費用損金不算入額	2,141百万円
役員退職慰労引当金損金不算入額	153百万円
税務上繰越欠損金	2,718百万円
その他	195百万円
小計	<u>6,674百万円</u>
評価性引当額	<u>△ 525百万円</u>
合計	<u>6,148百万円</u>
繰延税金資産合計	7,453百万円

(繰延税金負債)

① 流動負債

－百万円

② 固定負債

その他有価証券評価差額金	<u>△ 787百万円</u>
合計	<u>△ 787百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△ 787百万円</u>

差引：繰延税金資産（負債）の純額

6,666百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子	日本電子 テクニクス㈱	東京都 東昭島市	95 百万円	産業機器	100%	当社製品の 開発・ 製造	当社製品の 仕入	3,784	買掛金	2,184
							運転資金 貸付	939	貸付金	1,085
会	日本電子 エンジニア リング㈱	東京都 東昭島市	50 百万円	理科学機器 産業機器	100%	当社製品の 開発・ 製造	当社製品の 仕入	3,436	買掛金	1,619
							運転資金 貸付	680	貸付金	1,540
社	日本電子 ファイナ ンテック㈱	東京都 東昭島市	50 百万円	理科学機器 産業機器	100%	当社製品の 開発・ 製造	当社製品の 仕入	2,711	買掛金	1,522
	JEOL USA, INC.	Peabody, MA USA	US \$ 15,060千	理科学機器 産業機器	100%	当社製品の 販売	配当の受 取	161	—	—
							余剰資金 受入	905	預り金	1,116
	JEOL (GERMANY) GmbH	Eching GERMANY	EUR 520千	理科学機器 産業機器	100%	当社製品の 販売	余剰資金 受入	1,327	預り金	1,374
							保証債務	964	—	—

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 一般取引条件を参考しております。
2. 保証債務は、客先からの前受金等に対してのものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額 317円04銭
2. 1株当たりの当期純利益 5円86銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成22年4月19日開催の取締役会において、下記のとおり早期退職者募集の実施を決議いたしました。

(1) 早期退職者募集の理由

経営環境の現状を精査し、今後の収益向上に向けた抜本的対策の実行が必要不可欠であるとの判断に至り、早期退職者募集を行うことを決定いたしました。事業規模に応じた組織構築と人員配置を行い、経営資源の選択と集中を推し進め、安定的な経営基盤構築に向け経営構造改革に注力していきます。

(2) 早期退職者募集の概要

- ① 募集対象者 正社員
- ② 募集人員 150名程度
- ③ 募集期間 平成22年5月17日から平成22年5月27日まで
- ④ 退職日 平成22年6月30日
- ⑤ 優遇措置 会社都合退職金に特別退職加算金を上乗せ支給する。
外部委託会社による再就職支援を斡旋する。

(3) 今後の見通し

今回の早期退職者募集に関する特別退職加算金と再就職支援に係る費用の総額を現時点で合理的に見積もることは困難であります。この費用は平成23年3月期において特別損失として計上する予定であります。

(企業結合等関係)

連結注記表（企業結合等関係）に記載しているため、注記を省略しております。

なお、当社による日本電子データム㈱および日本電子アクティブ㈱の吸収合併の会計処理については、「企業結合に係る会計基準」に定める共通支配下の取引に該当いたします。当社が吸収合併消滅会社から受け入れた資産と負債の差額のうち株主資本の額と、当社が合併直前に保有していた吸収合併消滅会社株式の帳簿価額との差額である「抱合せ株式消滅差益」972百万円は、特別利益に計上しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月10日

日本電子株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯 島 誠 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 彰 夫 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電子株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電子株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

(重要な後発事象に関する注記)に記載されているとおり、会社は平成22年4月19日開催の取締役会において早期退職者募集の実施を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月10日

日本電子株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯 島 誠 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 彰 夫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電子株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

(重要な後発事象に関する注記)に記載されているとおり、会社は平成22年4月19日開催の取締役会において早期退職者募集の実施を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月14日

日本電子株式会社 監査役会

常勤監査役 泉 山 禮 佐 ㊟

常勤監査役 金 子 光 生 ㊟

社外監査役 堀 切 英 武 ㊟

社外監査役 植 田 義 昭 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、財務体質の改善と企業体質の強化に努め、長期的な視野に立つて安定的な配当を継続して行うことを基本方針としています。当期の配当につきましては、業績および財務状況等を勘案した結果、1株当たり1円50銭（中間配当を含め1株当たり年4円）とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金1円50銭

配当総額 117,443,046円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月30日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役栗原権右衛門、平野英明、岩槻正志および多治見正行の4氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の数 株式の数
1	くり はら こん えもん 栗原 権右衛門 (昭和23年5月27日生)	昭和46年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役メディカル営業本部長 平成16年6月 当社常務取締役営業担当 平成17年6月 当社専務取締役営業部門長 平成18年6月 当社取締役兼専務執行役員分析機器事業担当、営業部門長 平成19年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員分析機器事業担当、営業部門長 平成20年6月 当社代表取締役社長（現在）	17,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
2	いわ つき まさ し 岩 槻 正 志 (昭和24年10月15日生)	昭和48年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役半導体機器技術本部副本部長 平成15年1月 当社取締役半導体機器技術本部部長 平成18年6月 当社取締役兼常務執行役員半導体機器事業部長 平成20年6月 当社取締役兼専務執行役員計測検査機器事業・分析機器事業担当、半導体機器事業部長 平成21年4月 当社取締役兼専務執行役員開発・技術・EM, NM, MS事業ユニット・事業ユニット業務センター担当 平成22年4月 当社取締役兼専務執行役員開発・技術・半導体機器事業・EM, NM, MS事業ユニット担当(現在)	12,000株
3	たじ み まさ ゆき 多 治 見 正 行 (昭和25年12月21日生)	昭和48年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役医用機器ソリューション営業本部長 平成18年6月 当社取締役兼執行役員医用機器事業部長 平成20年6月 当社取締役兼常務執行役員医用機器事業部長兼医用機器国際事業推進室長 平成21年4月 当社取締役兼常務執行役員医用機器事業部長 平成22年4月 当社取締役兼常務執行役員医用機器事業担当(現在)	17,000株
4	わた なべ しん いち 渡 邊 慎 一 (昭和24年11月24日生)	昭和48年4月 当社入社 平成16年4月 当社第1営業本部長 平成17年6月 当社取締役電子光学機器営業本部長 平成18年6月 当社取締役退任、当社執行役員電子光学機器営業本部長 平成19年4月 当社執行役員米国支配人 平成19年6月 当社常務執行役員米国支配人 平成22年4月 当社常務執行役員営業・中国戦略担当(現在)	8,000株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役植田義昭氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
う え だ よ し あ き 植 田 義 昭 (昭和3年6月1日生)	昭和35年4月 弁護士登録 松永嘉市法律事務所を経て平井 虎二法律事務所入所 昭和39年4月 植田義昭法律事務所設立 平成18年6月 当社監査役(現在)	4,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 植田義昭氏は社外監査役の候補者であります。
3. 植田義昭氏は、弁護士であって、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかにつき厳正な判断のできる人材として、客観性、中立性を重視して、社外監査役候補者といたしました。
4. 植田義昭氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として会社財務・法務に精通しており、会社経営を監査する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 植田義昭氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、植田義昭氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、同氏が原案どおり選任された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
7. 当社は、植田義昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役平野英明氏は本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

平野英明氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
ひらのひであき 平野英明	平成17年6月 当社専務取締役 平成18年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成20年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員（現在）

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件
当社定款第16条の定めに基づき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、
または向上させることを目的に、当社株券等の大規模買付行為への対応方針
（買収防衛策）の継続につき、本総会において、ご承認をお願いするものであ
ります。

本対応方針の継続に伴う修正箇所は、下記のとおりです。

記

1. 大規模買付者に提供要請する必要情報の具体的内容について、株主の皆様
の判断や取締役会の意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定される旨、
ならびに大規模買付者が必要情報の一部を提供できない場合には、提供で
きない理由の説明を求める旨の記載を追加しました。
2. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも、例外的に取るこ
とがある対抗措置は、大規模買付行為が明らかに株主共同の利益を著しく損
なうと判断される場合に限って行うものであり、大規模買付者の意図が本
対応方針で例示している行為に形式的に該当することや、株主以外のス
テークホルダーの利益に悪影響を与えることのみを理由として例外的措置
を行うことはない旨を明記しました。
3. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するに当たっ
ては、取締役会が提出を求めた必要情報の一部が大規模買付者によって提出
されていないことのみをもって、ルールの不遵守を認定することはしない
旨を明記しました。
4. 対抗措置を発動する場合の手続きについて、取締役会が選択した対抗措置
の内容によっては、株主総会での決議や株主の承認を求めることがある旨
の記載を追加し、プロセスを明確にしました。
5. 具体的対抗措置の一例として、株主割当てまたは無償割当てにより新株予
約権を発行する場合の新株予約権の行使期間等の説明のうち、新株予約権
の取得条項に関し、特定株主グループに属する者に対しては、その対価と
して現金の交付は行わないことを追加記載しました。
6. その他、法令の改正に伴う記載の修正、株券電子化に伴う記載の修正、本
対応方針の更新に伴う有効期限の修正、明確化など、所要の修正を行いま
した。

以 上

I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様へ判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模な買付行為またはこれに関する提案につきましては、当社株主の皆様が、当該買付者の事業内容、事業計画、過去の投資行動等から、当該買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を慎重に判断する機会がなければ、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損する結果となる可能性があります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

このような基本的な考え方に立ち、当社としましては、株主の皆様が適切に判断できるよう、当社が事前に設定する一定のルール（以下「大規模買付ルール」または「本ルール」といいます。）に従って、大規模買付行為を行う買付者が買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間が確保されていることが必要であると考えております。

また、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ当社株主全体の利益を著しく損なうと判断されるときは、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える措置をとることも必要であると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

1. 中期経営計画に基づく企業価値および株主共同の利益向上の取組み

当社グループは、グループ経営ビジョン「JEOL SPIRIT-1」を指針として、中期経営計画「Bright Plan 1000」（平成13年度～平成15年度）、「Focus Plan 2006」（平成16年度～平成18（2006）年度）に続き、中期経営計画「ACTION 60」（平成19年度～平成21年度）を策定しました。

中期経営計画「ACTION 60」の基本方針として、技術戦略、生産戦略、営業・サービス戦略を中心に据え、更なる発展に向けた戦略の展開を図り、企業価値の向上に努め、併せて経営基盤の強化を図り、どのような環境下においても安定的に収益を上げることが出来る企業体質の構築に取り組んでまいりました。

重要な戦略として、①研究開発力の強化、②走査電子顕微鏡（SEM）技術融合による半導体事業の強化、③ものづくりの合理化、④小型量販品の販売・サービス体制の強化に取り組んでまいりました。また、市場の拡大が期待できるナノテク、ライフサイエンス、環境、情報通信の4分野に事業を注力して戦略の展開を図り、ACTION（行動）することにより、株主をはじめとするステークホルダーの皆様のご期待に沿えるように目標達成を目指してまいりました。

さらに、これらの中期経営計画で築いてきた経営基盤をさらに強固なものにしていくため、新中期経営計画「CHALLENGE 5」（平成22年度～平成24年度）を策定し、「ナノテク、ライフサイエンス、環境、品質管理」をターゲット市場に据え、ソリューションビジネスへの積極的な展開、開発体制の見直しに努めていきます。

当社グループは、今後とも、グループを挙げて業績の向上に努め、企業価値および株主共同の利益向上に邁進してまいります。

2. コーポレートガバナンスの強化に対する取組み

当社は、以下のとおり経営理念、経営の基本方針に基づき、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでいます。

(1) 当社の経営理念、経営の基本方針

当社は経営理念として「製品を通じて科学の進歩と社会の発展に貢献する」ことを掲げています。この理念のもと、グループ経営ビジョン「JEOL SPIRIT-1」を指針に、科学技術のための最先端ツールと豊かな社会のための最適なソリューションを提供し、顧客からの高い評価と信頼を得て、安定した利益体質の構築を図り、企業価値を高め、将来にわたり発展・成長していくことを経営の基本方針としています。

(2) コーポレートガバナンス体制の強化に向けた取組み

当社では、積極的にガバナンス体制の強化に取り組んでおります。経営環境の変化に迅速に対応するため、経営のスリム化を図るべく、平成18年6月の定時株主総会において、取締役の人数（定款上の定員の上限）を従来の20名から8名に絞るとともに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入しています。また、法令遵守の徹底を図るため、業務監理室を設置するとともに、企業の社会的責任を重視して、社長を委員長とし、社外弁護士も参加するCSR委員会を設置しております。

これらは、会社支配に関する基本方針の実現に資する取組みであると考えます。

Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、以下の①または②に該当する買付行為（あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、このような買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルールに従っていただくこととし、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします（以下「本対応方針」といいます。）。

- ①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為
- ②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその関係者（同法第27条の2第7項に規定する関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書ならびにその他金融商品

取引法に基づき当社が提出し、公衆の縦覧に供される書類のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 本対応方針導入の必要性

当社は、大規模買付行為に際しては、株主の皆様が適切に判断できるよう、当社が事前に設定する大規模買付ルールに従って、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会における一定の評価期間が確保されている必要がある、と考えます。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで当社取締役会としての意見を公表いたします。さらに、必要に応じて、大規模買付者の提案に対して質問や改善を要求し、または、当社取締役会として株主の皆様へ代替案の提示も行います。

このような手続を踏むことにより、当社株主の皆様にとって、大規模買付者の提案に対して最終的な判断を適切に行う機会が確保され、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段を採ることができるよう、当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切なものによって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を定めることとしました。

本対応方針は、平成17年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の3つの原則に準拠し、かつ、平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものです。

2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、大規模買付者が本ルールを遵守したか否か、対抗措置をとるか否かの判断にあたり、透明性、客観性、公正性および合理性を確保し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙2に記載のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置を行わず、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合がありますが、対抗措置発動の是非を決定するときは、独立委員会に諮問し、独立委員会の

勧告を受けるものとします。当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

3. 大規模買付ルールの内容

(1) 情報の提供

当社取締役会としては、以下に定める大規模買付ルールに従って大規模買付行為が行われることが、企業価値および株主共同の利益に合致すると考えます。本ルールは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に当該買付行為を開始する、とするものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社宛に、以下の内容を記載した「意向表明書」をご提出いただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先
- ②提案する大規模買付行為の概要
- ③大規模買付ルールに従う旨

当社取締役会は、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を大規模買付者から提供いただくために、意向表明書受領後10営業日以内に、本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

なお、当初提供された情報だけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加情報の提供を求めることがあります。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。ただし、いずれの場合も当社株主の皆様判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定されます。なお、大規模買付者が本必要情報の一部について提供できない場合には、当該情報を提供できない理由を具体的に示すよう大規模買付者に求めます。かかる大規模買付者による本必要情報の不提供およびその理由も、当社株主の皆様判断および当社取締役会としての意見形成のための情報として評価、検討の対象とします。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験の有無とその内容等に関する情報を含みます。）

- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
 - ③当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
 - ④大規模買付行為完了後に想定している経営者候補者（その者の当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験の有無とその内容等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
 - ⑤大規模買付行為完了後に想定している当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーとの関係に関する変更の有無およびその内容
 - ⑥その他、大規模買付行為の妥当性、適法性等を判断するために当社取締役会または独立委員会が必要と判断する情報
- なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報で、株主の皆様の判断のために必要であると認められるものは、当社取締役会が適切と判断する時点で開示します。

(2) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が完了した後、60日以内の必要な期間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。ただし、買付けの目的、対価の種類、買付け方法等、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、必要に応じて、当初設定した期間を含み最大90日間まで延長できるものとします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。その場合には、延長期間とその理由を速やかに開示します。

取締役会評価期間中、取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、取締役会としての意見を公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に代替案を提示することもあります。

4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が本ルールを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての評価意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様判断に必要な情報を提供することとし、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮の上、判断していただくこととなります。原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

しかしながら、例外的に、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの（注4）と認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役会は、外部専門家等の助言を得ながら、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、株主の皆様利益を守るために、適切と考える方策を取ることがあります。

注4：濫用目的によるものとは、例えば、大規模買付者が、以下のような買付行為を行う場合をいいます。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ、高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合、
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合、
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合、
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合、
- ⑤買付者の提示する当社株式の買取方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある場合、

⑥その他、当該大規模買付行為が、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーの利益や当社に対する信頼を損なうことにより、当社企業価値および株主共同の利益が著しく毀損されるおそれがある場合

なお、当該大規模買付行為において、例えば、当社の資産を買付者の債務の担保とすることや、当社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当をさせることを大規模買付者が意図している場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が明らかに当社株主の共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限って行うものであり、かかる大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することや、株主以外のステークホルダーの利益に悪影響を与えることのみを理由として上記例外的措置を行うことはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、本ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付者が本ルールを遵守したか否かを判断するに当たっては、必ずしも大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること、あるいは大規模買付者の買収戦略上自発的に情報開示を行うことが期待されない事項もあること（例えば、買収後の利益等の具体的な数値など。）等の大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、当社取締役会が提出を求めた必要情報の一部が大規模買付者によって提出されていないことのみをもって大規模買付者による本ルールの不遵守を認定することはしないものとします。対抗措置の発動については、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会が決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で最適と取締役会が判断したものを選択し、独立委員会の勧告を受けようとして決定することとしますが、選択した対抗措置の内容によっては、法令および定款の定めに従って株主総会で決議を求めること、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主の承認を求めることがあります。具体的対抗措置として株主への割当てまたは無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載のとおりです。なお、実際に新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記のと通りの対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でない状況に至った場合には、独立委員会の意見または勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更を行う場合があります。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、その旨を独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報開示を行います。

5. 株主・投資家の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

本ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報の提供を受ける機会を保証し、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的としています。従って、本ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ 4. において述べたとおり、大規模買付者が本ルールを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとることがありますが、株主の皆様（当該買付者を除きます。）が法的権利の面または経済的な面で格別の損失を被るような事態は想定しておりません。取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置のうち、新株予約権の発行についての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の行使により新株を取得するためには、別途取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記載または記録される必要があります。その他、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使に際して払込む額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様が新株を交付することがあります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株

あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の有効期限

平成22年6月に開催される当社定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合は、本対応方針の有効期限は同定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。他方、同定時株主総会において本対応方針を継続することが承認されない場合、または当社取締役会が本対応方針の継続の承認を求める議案を同定時株主総会に提出しない場合には、本対応方針は上述の有効期限をもって失効します。取締役会は、本対応方針を継続することが承認された場合、あるいは本対応方針が失効することとなった場合、その旨を速やかに株主の皆様にお知らせします。

また、かかる方針の継続が承認された場合であっても、企業価値および株主共同の利益保護の観点から、関係法令の整備や、上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、株主総会の承認および独立委員会の勧告を得て本対応方針の変更または廃止を行うことがあります。その場合には、その変更内容または廃止を速やかに株主の皆様にお知らせします。

なお、取締役会が本対応方針の継続の承認を求める議案を同定時株主総会に提出しなければ本対応方針は延長されず失効しますし、更には、有効期限内に当社株主総会の承認を得て本対応方針を廃止することもできます。また、本対応方針においては、取締役会があらかじめ同意をすれば、特定の当社株券等の買付行為に対する本対応方針の適用を排除することができますので、本対応方針はデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）には当たりません。

IV 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

(1) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付を行う場合の一定のルールを明確にするものであり、本対応方針導入の必要性、独立委員会の設置、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、株主・投資家の皆様にご与える影響等を規定しています。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行う際には必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ買付行為を開始できることとしています。さらに、大

規模買付者がこれを遵守しない場合、または、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものである場合には、大規模買付者に対して取締役会は株主共同の利益を守るために適切な対抗措置を講じることがあることを明記しています。

以上のことから、本対応方針は、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

(2) 本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株主共同の利益を最大限尊重することを基本としております。そのために、大規模買付が行われた際に、株主の皆様が買付行為に応じるか否かの判断に必要な情報を買付者が提供するとともに、取締役会の意見や代替案を提示することを定めております。このようなプロセスを踏むことによって、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行うための情報を受ける機会を保証することができます。

また、本対応方針そのものの導入・継続については、株主の皆様の承認を得ることとしております。

従って、本対応方針は株主の皆様の利益に資するものであり、株主の共同の利益を損なうものではないと考えます。

(3) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであることを前提としております。このような株主共同の利益を守るために一定の大規模買付ルールを定め、そのルールの遵守を買付者に対して要請し、必要な場合の対抗措置の発動について規定するものです。本対応方針は取締役会が対抗措置を発動する場合について事前かつ明確に開示しており、取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に則って実施されます。

また、取締役会が大規模買付行為について評価・検討を行う際や代替案を提示し、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の意見も参考にし、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

このような観点から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

以 上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
当社取締役会で定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、割当ての基準日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は原則として新株予約権を行使することができない。また、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、新株予約権の取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、その対価として新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。また、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。

以上

別紙2

独立委員会の委員の氏名・略歴

梶谷 玄 (かじたに げん)

昭和10年1月生まれ

昭和34年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
昭和53年4月 第一東京弁護士会副会長、日本弁護士連合会常務理事
昭和58年4月 日米法学会理事
昭和60年1月 船員中央労働委員会委員（平成7年～11年会長代理）
平成5年4月 第一東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長
平成5年9月 国際法曹協会理事
平成11年4月 最高裁判所判事就任
平成17年1月 同退官、弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成17年1月 梶谷総合法律事務所最高相談役（現在に至る）

萩原 敏 孝 (はぎわら としたか)

昭和15年6月生まれ

昭和44年12月 株式会社小松製作所入社
昭和63年5月 同社経営企画室法務部長
平成2年6月 同社取締役
平成7年6月 同社常務取締役
平成9年6月 同社専務取締役
平成11年6月 同社代表取締役副社長
平成15年6月 同社代表取締役会長
平成19年6月 同社相談役・特別顧問（現在に至る）

柏木 昇 (かしわざい のぼる)

昭和17年2月生まれ

昭和40年4月 三菱商事株式会社 入社
昭和59年1月 米国三菱商事ニューヨーク本店に転勤、法務審査部次長
昭和63年1月 帰任、法務部部長代行
平成5年8月 三菱商事株式会社退職、東京大学法学部比較法政国際セ
ンター教授就任
平成15年3月 東京大学定年退官
平成15年4月 中央大学法学部教授
平成15年6月 東京大学名誉教授
平成16年4月 中央大学法科大学院教授（現在に至る）

以 上

別紙3

当社の株式の状況（平成22年3月31日現在）

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 200,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 79,365,600株 |
| 3. 株主数 | 11,134名 |
| 4. 大株主（上位10名） | |

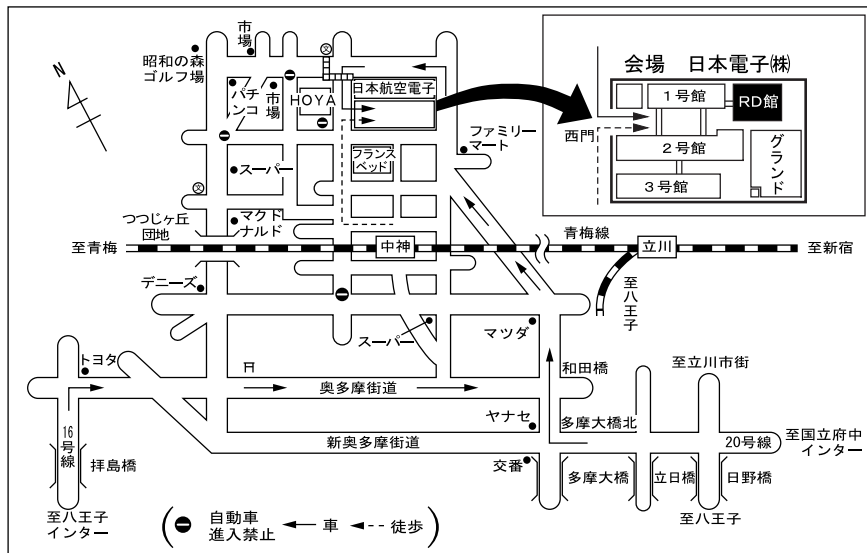
株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,008千株	3.84%
三菱電機株式会社	3,000	3.83
日本電子グループ従業員持株会	2,524	3.22
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口4）	2,243	2.86
日本生命保険相互会社	1,844	2.36
明治安田生命保険相互会社	1,820	2.32
日本電子共栄会	1,724	2.20
東京海上日動火災保険株式会社	1,640	2.09
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	1,552	1.98
キャノン株式会社	1,141	1.46

（注） 出資比率は自己株式（1,070,236株）を控除して計算しております。

以上

株主総会会場ご案内図

日本電子株式会社 当社本店
東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号
電話 042-543-1111



〈交通のご案内〉

- J R 青梅線中神駅から徒歩約10分、立川駅(北口)からタクシーで約15分です。
- 中央自動車道をご利用の方で八王子 I C を出る場合は、16号線に入り、拝島橋を渡って奥多摩街道に入り、和田橋の交差点から J R 青梅線方面に向かってください。国立府中 I C を出る場合は、20号線から新奥多摩街道に入り、多摩大橋北の交差点から J R 青梅線方面に向かってください。